

文書分類番号	00	09	03	002	永年	起案	平成	年	月	日	決裁	平成	年	月	日	
議長	副議長	局長	副主幹	係長	担当	文書取扱主任										

平成26年 第1 予算審査特別委員会 会議録

開催年月日	平成26年3月13日(木)・14日(金)・17日(月)・18日(火)・19日(水)														
開催場所	第二委員会室														
出席委員	別紙のとおり										事務局	菊井事務局長			
												橋本主査			
欠席委員	別紙のとおり										原田主事				
説明員	別紙のとおり														
議 事 の 概 要	1 付託事件														
	議案第1号 平成26年度滝川市一般会計予算														
	議案第15号 滝川市保健福祉部の公の施設の指定管理者の指定に係る管理期間の特例に関する条例														
	議案第16号 滝川市農政部の公の施設の指定管理者の指定に係る管理期間の特例に関する条例														
	議案第17号 滝川市子どものいじめの防止等に関する条例														
	議案第18号 滝川市社会教育委員設置条例														
	議案第19号 滝川市暴力団の排除の推進に関する条例														
	議案第21号 消費税及び地方消費税の税率の引上げに伴う関係条例の整備等に関する条例														
	議案第23号 滝川市行政財産使用料条例の一部を改正する条例														
	議案第24号 滝川市手数料条例の一部を改正する条例														
	議案第25号 滝川市立高等学校の入学検定料等徴収条例の一部を改正する条例														
	議案第26号 滝川市三世代交流センター条例及び滝川市地域ふれあいセンター条例の一部を改正する条例														
	議案第27号 滝川市丸加高原健康の郷条例の一部を改正する条例														
	議案第28号 滝川ふれ愛の里条例の一部を改正する条例														
	議案第34号 公の施設の指定管理者の指定について (航空科学センター)														
	議案第35号 公の施設の指定管理者の指定について (軽費老人ホーム)														
議案第37号 公の施設の指定管理者の指定について (三世代交流センター)															
議案第38号 公の施設の指定管理者の指定について (にぎわい広場)															
議案第39号 公の施設の指定管理者の指定について (ふれ愛の里及び池の前水上公園)															

の一部)

2 審査の経過

3月13日、14日、17日、18日、19日の5日間にわたり、慎重な審査を行った。

3 審査の結果

議案第1号については、修正案が提出されたが、委員長を除く委員8名により採決した結果、賛成多数により原案のとおり可とすべきものと決した。議案第15号から第19号まで、第21号、第23号から第28号まで、第34号から第35号まで、第37号から第39号までの17件については全会一致により、いずれも原案のとおり可とすべきものと決した。

上記記載のとおり相違ない。 第1予算審査特別委員長 柴田文男 印

第1予算審査特別委員会（第1日目）

H26.3.13（木）10：00～

第二委員会室

開 会 10：00

委員長挨拶

委員長

おはようございます。第1予算審査特別委員会の委員長に選任されました柴田でございます。

副委員長

副委員長の小野です。

委員長

一言ご挨拶を申し上げます。平成26年度の予算審議がきょうから始まりますが、4月からの消費増税、さらに昨日は民間の大手の賃上げが山場を迎え、それぞれベースアップがなされている。あるいはまた、東日本大震災の影響はまだ色濃く東北地方を覆っている。さまざまな課題がある中で、滝川市民の生活をしっかりと支えていく、そのための新年度予算でございます。実りある審議をしていただき、かつ委員会の運営にもぜひ皆様のご協力をお願いしたいと思います。

それでは、これから5日間の審議になりますが、皆様のご協力を心からお願いして、委員長就任のご挨拶にさせていただきたいと思っております。どうぞよろしくお願いたします。

ただいまより第1予算審査特別委員会を開会いたします。

委員動静報告

委員長

ただいまの出席委員数は9名であります。欠席の申し出はございません。

これより本日の会議を開きます。

本委員会に付託されました事件は、

議案第1号 平成26年度滝川市一般会計予算

議案第15号 滝川市保健福祉部の公の施設の指定管理者の指定に係る管理期間の特例に関する条例

議案第16号 滝川市農政部の公の施設の指定管理者の指定に係る管理期間の特例に関する条例

議案第17号 滝川市子どものいじめの防止等に関する条例

議案第18号 滝川市社会教育委員設置条例

議案第19号 滝川市暴力団の排除の推進に関する条例

議案第21号 消費税及び地方消費税の税率の引上げに伴う関係条例の整備等に関する条例

議案第23号 滝川市行政財産使用料条例の一部を改正する条例

議案第24号 滝川市手数料条例の一部を改正する条例

議案第25号 滝川市立高等学校の入学検定料等徴収条例の一部を改正する条例

議案第26号 滝川市三世代交流センター条例及び滝川市地域ふれあいセンター条例の一部を改正する条例

議案第27号 滝川市丸加高原健康の郷条例の一部を改正する条例

議案第28号 滝川ふれ愛の里条例の一部を改正する条例

議案第34号 公の施設の指定管理者の指定について（航空科学センター）

議案第35号 公の施設の指定管理者の指定について（軽費老人ホーム）

議案第37号 公の施設の指定管理者の指定について（三世代交流センター）

議案第38号 公の施設の指定管理者の指定について（にぎわい広場）

議案第39号 公の施設の指定管理者の指定について（ふれ愛の里及び池の前水上公園の一部）

以上の18件となっております。

なお、関連議案のうち、第23号、第24号、第25号及び第27号は歳入関連、それ以外の議案14件は歳出関連でありますので、ご留意をいただきたいと思っております。

次に、審査の方法について協議をいたします。

まず、日程についてですが、既に配付されております別紙日程表に基づいて進めることとし、終了時間については遅くとも午後4時をめぐり取り進めることでよろしいでしょうか。

（異議なしの声あり）

委員長

異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたします。

次に、審査の進め方について協議いたします。

まず、審査の進め方ですが、歳出は款別に、歳入は一括して説明を受けた後、それぞれ関連議案を含めて質疑を行うものとし、討論、採決については最終日に行うことでよろしいでしょうか。

（異議なしの声あり）

委員長

そのように決定いたします。

なお、意見は討論の際に述べていただくことになっておりますので、質疑は簡潔に行っていただき、特に付託事件以外の質疑は行わないようご配慮をお願いいたします。

また、答弁については、部課長に限らず、内容を知り得る方が行ってください。

なお、氏名、職名等を告げられないで答弁の許可を得た場合は、所属、職名、氏名を述べてから答弁してください。

次に、市長に対する総括質疑は審査日程の最終日に予定しておりますが、審査の過程で特に留保したものに限るということでよろしいですか。

（異議なしの声あり）

委員長

そのように決定いたします。

次に、討論ですが、付託されております18件の議案について一括して各会派の代表の方等に行ってもらふこととし、その順番は原則これまでどおりとり行うこととし、市民クラブ、新政会、公明党、清水委員の順といたしますが、今後の審査によって討論方法の変更も想定されますので、正副委員長に取り扱いをご一任願えますか。

（異議なしの声あり）

委員長

そのように決定いたします。

なお、各会派等から出されました討論要旨につきましては、後日事務局で一括整理し、議員にのみ印刷配付することになっておりますので、ご了承願います。

最後に、資料要求の関係でお諮りいたしますが、予定される資料につきましてはお手元に配付されております。これ以外関係で資料要求される方は、その都度要求を願ひ、その必要性を会議に諮り、所管部局の都合を確認した上で決定いたしたいと思っておりますが、これでよろしいでしょうか。

（異議なしの声あり）

委員長

そのように決定いたします。

清 水

まず、冒頭に資料要求をされる方はございますか。

5点要求したいと思います。

お手元に通告しておりますので、まず1点目、議案第1号関係で、予算書では65ページです。コミュニティ施設の利用実績については、24年度の事務概要ではこのとおり総件数と総人数だけで非常に簡易なものです。他の三世代、地域ふれあい、文化センター、たきかわホール、その他体育施設などは従来どおり室別に掲載されているのと比べて非常に資料としては少ないということで、その他施設に載っているのと同じような形式で資料を要求したいと思います。コミュニティ施設、12施設についてです。

2点目は、予算書147ページ、温水プール運営事業費補助金についてですが、温水プールの運営管理に関する協定書、第2条第1号では、施設の開館日数は修繕等による臨時的な休館を除き、年間260日以上とするとなっています。臨時的な休館を開館日数に含めるという考え方を教育委員会ではしていますが、それはさておいて、その日数の決め方、つまり臨時的な休館も日数に含める計算を教育委員会ではしておりますので、その日数の決め方を定めた文書、これを求めます。

3点目は、同じ件で25年度の温水プール市民コースの開館状況が25年度補助金の要件になっています。年間260日以上、1日の営業時間は平均10時間以上になっているかどうかを確認できる資料として、開始時間、終了時間がさまざまです。よって、10時から22時の日が何日、10時から20時の日が何日、10時から18時の日が何日等、ここに書かれているような一覧です。そして、さらには、きょうから2014年3月30日までの時間も予定として加えなければ2,600時間には恐らく到達しないのです。それで、予定として何日掛ける何時間という形の資料です。

4点目も同じ件です。25年度の市民コース利用者実績がわかる資料ということで、①として、学校授業で使用したのが何日、利用児童生徒数は延べ何人、教員等が延べ何人、②として、市民コースの有料使用で幼児、小学生、中学生、高校生、大人が各何人、③として、その他の使用があると思うのですが、わかっているのは市内小学生無料体験事業等の利用者、そのほかにもその他というのがあれば、その利用者実績がわかる資料。

5点目も同じ件です。譲渡契約書第4条で、譲渡物件の所有権は別紙に掲げた改修工事を完了し、甲の確認を受けた後に甲から乙に移転するものとされています。そして、この契約書別紙に提案改修工事一覧として13項目が記載されていますが、今回の要改修という事態になっています。そこで、これらの改修工事の完了を確認したことがわかる資料。

以上5つの資料を求めたいと思います。

委員 長

それでは、以上5点にわたって資料要求がされました。所管部局の都合を確認した上で、これを認めてよろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

委員 長

それでは、所管にお尋ねいたします。

配野課長

資料要求の第1番目のコミュニティ施設の関係はよろしいですか。

委員 長

委員会最終日までには用意したいと思います。

竹谷課長

次に、教育委員会の関係はどうですか。

3番目、4番目については、まだ3月30日になっていませんので、これは予定

ということによろしいのでしょうか。

(「予定も含めて」と言う声あり)

竹谷課長

含めてということですね、わかりました。委員会最終日までに出したいと思います。

(「教育費の前」と言う声あり)

委員 長

教育費の審査の前までには間に合いますか。

竹谷課長

はい、それまでにお出ししたいと思います。

清 水

1点目については、委員会最終日でなくて歳入審査の前までということをお願いをしたいと思います。

委員 長

歳入の審査の前ということではありますがいかがですか。

配野課長

わかりました。

委員 長

他に資料要求はございますか。

(なしの声あり)

委員 長

なしということで確認いたしたいと思います。

以上で審査方法についての協議を終了し、早速審査に入りたいと思いますが、よろしいですか。

(異議なしの声あり)

それでは、日程に従いまして審査を進めます。

総括

委員 長

それでは、最初に総括についての説明を求めます。

山崎部長

(総括について説明する。)

委員 長

説明が終わりました。

清 水

これより質疑に入りますが、冒頭決定したとおり、審査は款別に進めることとなりますので、総括は款別にわたらないよう質疑願います。質疑ございますか。

それでは、細かいのも合わせて9点お伺いをしたいと思います。

まず、消費税増税の影響ということで、地方消費税交付金は5,503万円の増、12.7パーセント増となっています。これに対して、普通交付税の減額分として基準財政収入額が75パーセント増になるために減額するという、この普通交付税の減額を幾ら見ているのかということ。さらには、手数料、使用料等で歳入増となる消費税増額分を幾ら見込んでおられるのか。さらに、手数料等の販売者として国に納める金額は幾ら見ておられるのか。

次に、一般会計の支払い消費税、つまり物を購入する場合の消費税の総額を幾らと見ておられるのか。次に、上記以外に消費税が関連する要素、私が気づいていないことがあれば、お伺いします。

次に、4定で消費税引き上げによる増収分は全て社会保障費の充実、安定化に向けることとなるとされておりまして、地方においても同様であると認識しておりますと答弁がされております。増収分は結果幾らかということをお伺いします。次に、その増収の構成についてです。5,503万円引く1足す2引く3引く4、足すか引くかの5等の項目のプラスマイナスを入れて、その計算の経過と結果を示していただきたいと思います。

次に、その増収の場合、増収分を社会保障の充実、安定化に向けたと思いますが、具体的な内容について伺います。次、三セクについては、土地開発公社が廃止をされておりますので、恐らくないとは思いますが、三セクから購入する財産はあるか、またあればその内容について。

次は、総括表ですが先ほどの目次の次のページです。全会計の職員、嘱託職員、臨時職員の各総数の前年度比較について伺います。一般会計については職員や嘱託職員は予算書に記載をされておりますが、全会計をお聞きをしたいと思っております。嘱託職員、臨時的任用職員の給与や単価で前年度と違う点があれば、その主な内容について。障がい者の雇用で前年度と違う点、増減があれば、その主な内容について伺います。

委員長

清水委員、今総括表で全会計の職員、嘱託職員、臨時職員の各総数の前年度比較というご質疑がありましたけれども、全会計となると、一般会計の部分で、総括ではありますけれども、他会計の総数を今示せといってもそれがなかなかできませんので、一般会計については給与明細に全て掲載されているのですが、全会計ということで今ここで質疑をされるということでよろしいですか。それとも、先ほど資料要求はされませんでしたけれども、この委員会終了時までその職員数をお示しするというので、できればそういう取り扱いにしたいのですけれども、一般会計の部分は給与明細にきちんと書いてありますので、この部分の質疑については省略していただければありがたいと思うのですが、よろしいでしょうか。

清水
委員長

資料という形で最終日までにはいただければ結構です。

ただいまのやりとりをお聞きしたと思っておりますけれども、そういったことで総括表の職員関係の総数の部分の質疑については最終日までには資料として提出していただくということでよろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

委員長
田中課長
委員長

所管はよろしいでしょうか。

最終日までには用意いたします。

それでは、そのようにいたします。

それでは、答弁を求めます。

高橋課長

通告をいただいておりますので、私のほうから順次お答えをさせていただきます。

まず、消費増税の影響ということですが、その中の1点目、普通交付税の減額分、いわゆる基準財政収入額が75パーセント算入される分が幾らかということですが、これにつきましては総務省自治財政局財政課から平成26年1月24日付で文書が発送されておりますが、平成26年度の地方財政の見通し、予算編成上の留意事項等についてという文書がございます。この中で、基準財政収入額には、地方消費税率の引き上げによって財政力格差が拡大しないようにするため、地方消費税率引き上げに伴う地方消費税及び地方消費税交付金の増収分については当面100パーセント算入するとされているところがございます。26年度予算の地方消費税交付金は、地方財政計画に合わせて12.7パーセント増で見込んでいるところですが、普通交付税の基準財政収入額に100パーセント算入されることにより、増額で見込んでいた全額が減額ということになります。

それから、使用料、手数料等で増収になる消費税額ということですが、消費税改定に伴う料金改定により増と見込んでいた額ですが、行政財産使用料や施設使用料などで約50万円を見込んでいたところがございます。

それから、手数料等の国に納める金額ということですが、消費税法第60条第6項に、一般会計の事業については課税標準額に対する消費税額と控除

することができる消費税額とを同額とみなすという規定がありまして、納税は発生しないということでございます。

それから、一般会計の歳出における支払い額ということでございますが、一般会計における歳出への影響ということで12月議会でもお答えをしておりますが、総額で1億円程度になるということで試算をしております。ただ、この部分については補助金や起債の該当になるものも含んでおりますので、全てが一般財源ということではないと考えております。

続きまして、これ以外の消費税が関連する要素があるかということでございますが、私どもがわかる範囲では特になくと考えております。

それから、社会保障の充実、安定化に充てる増収分はということでございますが、さきにお答えしたとおり、地方消費税交付金は増額分が全て普通交付税の基準財政収入額に算入されることから、実質的な増にはならないと考えております。一方、基準財政需要額には消費税、地方消費税の引き上げに伴う社会保障の充実分等の地方負担額については100パーセント算入するというふうにされておまして、制度の拡充として基準財政需要額に見込んでいます。

それから、社会保障の充実、安定化の具体的内容ということでございます。国では、26年度のこの部分の内容といたしましては、少子化対策分野における待機児童解消加速化プランの推進等の保育緊急確保事業、それから医療、介護分野における国民健康保険等の低所得者の保険料軽減制度の拡充などの措置を講じることとしており、これに係る地方負担額について地方財政措置が講じられるとされているところであります。滝川市においては、当初予算において後期高齢者医療制度の軽減制度の拡充を見込んでいますところですし、地方税法の関係上、当初予算には計上されておられませんけれども、国民健康保険税の軽減拡充も今後提案をさせていただくということで進めているところでございます。最後に、消費税率の改定の増減収の構成はということでございますけれども、単純に計算式でお示しをして、こういう金額ですということをお示しするのは非常に難しいと考えております。その理由でございますが、1つは、さきにお答えしましたとおり社会保障の充実、安定化にかかわる分については地方負担額がそのまま普通交付税の基準財政需要額に算入される仕組みにあるということでございます。次に、歳出で支払っている消費税率の改定の増分、これがどうなるかということでございますけれども、こちらについても先ほど申し上げました総務省からの通知の中で消費税率の引き上げに伴う歳出の増につきましては国の歳出と歩調を合わせて、平成26年度の地方財政計画に計上するとされており、一定程度交付税に反映されているものと考えております。

消費税関係については以上でございます。

続きまして、三セクの部分でございますけれども、平成26年度の予算におきましては第三セクターから購入する財産というのは予算計上していません。ただいまご質疑いただきました嘱託、臨時職員の報酬、賃金の関係で前年度と違う点についてお答えいたします。

まず、臨時職員につきましては、最低賃金の改正を踏まえまして、単価の低いところを中心に5円のアップを予定しております。例えば事務補助でいきますと、時間単価は今現在755円ですけれども、760円へのアップを予定しております。それから、嘱託職員につきましても、時間単価の低いところを見直しを何

小畑副主幹

年かかけてやってきておりますけれども、その関係で全員ということではないですけれども、例えば事務職員でありますと1,800円程度上がるものがございます。また、学校給食の関係では2,800円程度上がるというものがございます。それから、障がい者雇用の関係です。前年度と違う点ということですが、障がい者雇用の人数については平成25年度、11名、平成26年度も11名で、変わらずということですので予定をしております。

清 水

3点目、地方負担分が基準財政需要額に反映されると、これについては後期高齢者医療制度あるいは国保の保険料軽減分については明確にされているということですが、歳出で払う消費税分の約1億円についてはまだ明確ではないと、普通交付税か特別交付税かわかりませんが、まだ明確に示されていないというご答弁だったと思うのですが、これは1億円があるとすればどの程度まで交付税で措置されるという見込みを持っているのか、1点だけ伺います。今ほどの質疑であります。地財計画の中には歳出の増による分については具体的な数値は示されておられません。地財計画の中で地方交付税の総額は対前年比マイナス1.0パーセントとされているところでありまして、現段階といえますか、予算作成時点ではその中で交付税総額を見込んでいるということになります。

堀副主幹

委員長

他に質疑ございますか。

(なしの声あり)

委員長

質疑なしと認めます。以上で総括の質疑を終結いたします。それでは、款別の審査に入ります。

議会費

委員長

議会費の説明を求めます。

菊井事務局長

(議会費について説明する。)

委員長

説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございますか。

(なしの声あり)

委員長

質疑なしと認めます。

以上で議会費の質疑を終結いたします。

総務費、消防費、公債費、諸支出金、職員費、予備費

委員長

それでは、総務費、消防費、公債費、諸支出金、職員費、予備費を一括して説明を求めます。

山崎部長

(総務費のうち総務部が所管する部分、一部他部所管の部分も含めて増減の主なものについて説明する。消防費、公債費、諸支出金、職員費、予備費について増減の主なものなどを説明する。)

樋郡部長

(総務費のうち市民生活部に関連する予算について説明する。)

委員長

説明が終わりました。

これより関連議案第19号及び第21号を含めて一括質疑に入ります。質疑ございますか。

木 下

6件ほど質疑したいと思います。

63ページです。ストックマネジメントの推進に要する経費518万2,000円、この内訳をお聞きします。

それと、65ページです。コミュニティ推進事業補助金、平成25年は45万2,000円だったのですけれども、ことしは22万円に減少になった理由。

それから、同じく65ページ、その他諸費122万6,000円の内訳。

それと、先ほど部長が言いましたけれども、67ページ、まちづくりセンターに要する経費のうち、町内会等活動促進事業補助金、去年は100万円だったのですが、平成26年は50万円と半分に減ったのですけれども、実績減と言っていきますけれども、この内容をお聞きします。

あと、前後しましたけれども、57ページ、庶務事務に要する経費のうち、その他諸費1,715万3,000円の内訳です。

それと、職員費の中でちょっとお聞きしたいのですけれども、平成26年度は職員をチャレンジ枠で採用しますよね。そのチャレンジ枠の採用方法です。どういう方法でしようとしているのかお聞きします。

この6件でございます。よろしくお願ひします。

委員長
高橋主査

答弁を求めます。

1点目のストックマネジメントの推進に要する経費の内訳についてでございますが、内訳としては公共施設の長寿命化策定委託料400万円、2点目としてコミュニティ施設関連のワークショップを今年度から実施しますが、それに要する経費としてアドバイザーの報償費及び旅費として38万6,000円、公共施設マネジメントに関するパンフレット等作成、配布に要する経費として印刷製本費及び広報折り込み手数料として32万1,000円、その他旅費47万5,000円の計518万2,000円を計上しているところです。

横山副主幹

コミュニティ施設の関係の質疑が2つございましたので、それにお答えしたいと思ひます。

1つは、コミュニティ推進事業補助金の関係で減額になっている要因はということでしたが、東滝川の東栄小学校跡を東滝川地区福祉体育館ということでは昨年度は補助金を交付しましたが、東滝川の転作研修センターの体育室の完成に伴いましてこれを廃止いたしましたので、この分が減になっているということでございます。その他については、変更はございません。

それから、2点目、その他諸費でございますけれども、主なものということで申し上げますけれども、まず消火器の購入に伴うもの等の消耗品で14万2,000円、それから施設の修繕料で50万円、それから手数料ということで18万1,000円、それからストーブの購入等で40万円と、これら合計いたしまして122万6,000円の計上でございます。

工藤所長

それでは、67ページ、まちづくりセンターに要する経費の中の町内会等活動促進事業補助金の減額の理由でございますけれども、ご存じのとおり、この補助金につきましては一昨年、未来へつなぐ市民税1%事業補助金の一部見直しに伴いまして、新たに昨年度から創設された補助金でございます。町内会等の利用を見込み、昨年度は100万円を計上いたしましたけれども、実績といたしまして本年度は1件の申請でございました。補助額が大きく予算を下回ったことから、来年度につきましてはこの実績等を踏まえ、また制度の普及や町内会からの問い合わせ、相談等も考慮した中で50万円を計上したところでございます。

小畑副主幹

ただいまご質疑いただきましたチャレンジ枠の試験の方法についてお答えいたします。

平成24年度からチャレンジ枠ということで平成24年、平成25年度と続けてまいりましたが、平成26年度におきましても同様の試験を予定したいと考えております。試験の手法につきましては、社会人向けの基礎学力試験、それから性格

等の適性試験といえますか、そういったものとグループ討議ですとか、あるいは集団面接、個別面接というようなものを組み合わせて採用のほうに進めていくということで、これまでも進めてきておりますが、26年度も同様の内容を予定しております。

田中課長 庶務事務の1,715万3,000円の内訳ですけれども、若干整理に時間を要します。少々お待ちください。

委員長 答弁調整のため10分間休憩をいたします。再開を11時10分といたします。

休 憩 11:02

再 開 11:12

委員長 休憩前に引き続き会議を再開いたします。
先に申し上げておきます。議案の説明等で何パーセントという部分については、先日の議運で説明を行わないという確認をしていますので、その点は説明員の方はご留意をいただきたいと思います。

それでは、答弁を求めます。

橋本室長 お時間をいただきまして、大変申しわけございませんでした。先ほどの庶務事務に要する経費のその他諸費ということで1,715万3,000円の主な内訳ということでご説明をさせていただきたいと思います。

まず、1点目としまして消耗品費、これは主に庁舎内のコピー用紙とか、あと印刷に係るインクですとか、そういった消耗品費が主なものでございます。それが476万8,000円。2点目に委託料が485万3,000円ということで、これにつきましては例規集の管理の委託、更新の委託料ですとか、あと機密文書の処理の経費とか、そういったものの委託料を含んでおります。あと、印刷センターの委託というのも入っております。最後に使用料、賃借料、これは405万3,000円です。それにつきましては、複合機、コピーですとかプリンターの、これは庁内で一括して契約しておりますが、その使用料と、あと例規システムの入れかえに伴う使用料の増分ということで、これで大体1,367万4,000円ということで、残りはもろもろ足し上げた経費ということになります。

木 下 もう一点だけ質疑させてください。

ページ数は129ページ、防災費の関係です。防災用品の備蓄の拡大についてということで、新年度北海道市町村振興協会の特別支援活動を活用して避難所に必要な発電機とか日常生活用品、石油ストーブなんかの備蓄計画をしていますけれども、26年度末での備蓄計画に対する充足率及び備蓄計画達成年度の見通しについて伺います。

尾崎副主幹 ただいまの木下委員のご質疑についてお答えをいたします。

防災備蓄品の備蓄の状況でございますけれども、今現在4割程度進んでおります。最終的に備蓄品100パーセント達成につきましては平成32年度を見込んでおります。

委員長 他に質疑ございますか。

清水 それでは、まず57ページ、社会保障・税番号制度システム整備委託料、いわゆるマイナンバー制度ですが、扱う情報の種類、またアクセス更新は税務関係所管が行うのか、また閲覧できる職員の範囲は、また市以外、国や道の機関もこれを見ることができるのか伺います。

63ページ、高濃度PCB汚染物廃棄処理委託料8,385万9,000円で、①どこに保管しているのか、②どのようなもの、品種や重量など、③どこで処理するのか、

④これで終了か、でなければ今後必要な費用と時間について伺います。

同じ63ページで公共施設長寿命化計画策定委託料400万円について、①対象施設、②発注先選定の条件はどのような実績があるところか、また市内業者も可能性があるところがあるのか。

65ページ、空家等危険防止補修工事で具体的にどの家屋ということが答弁できるのであれば、特定をしていただきたい。でなければ、何町とか、あるいはその箇所数、またどのようなまで踏み込んだ補修をするのかということをお伺いいたします。

67ページ、街路灯設置費補助金で、市が設置した250ワット等のハイウェイ灯、水銀灯で町内会が管理しているのは、①何カ所残っているか、②LEDへの切りかえは2万5,000円が限度ですが、250ワットに対して40とかは最低必要なのですが、これだと2万5,000円の枠を大きくオーバーするのです。その点で1カ所に対して2灯のLED灯設置というのは補助許可は可能か、③残ったハイウェイ灯の柱の撤去は順次予算化されているのか、土木費に関係するのであれば、土木費で答弁をいただければ結構です。

街路灯維持費補助金ですが、前年度より272万円増ですが、この内訳は北電の値上げ分を幾ら見込んでいるか、またLED化による省電力をどれだけ見込んでいるか。

71ページ、中空知広域圏戸籍システム共同運用に要する経費は2,795万9,000円ですが、①これに対する関係市町からの歳入総額、②その他の歳入があれば、③これに係る人件費総額、④共同運用の会計監査は誰が行うのか、⑤戸籍データのやりとりの媒体は何か伺います。

151ページ、地方債償還金利子の利率で最大から3位までの①利率、②起債時期と償還終了時期を伺います。

同じ151ページで一時借入金運用金利子366万2,000円ですが、①金融機関の利子、他会計基金の運用での利子をどの程度見込んでいるのか。予算書で最大60億円という限度額を設けておりますが、伺います。②金融機関から一時借入れを行うときに手数料もかかると思いますが、1件当たり幾らか、③その他利子や手数料以外の項目があれば伺います。

67ページに戻りますが、総合福祉センター廃止に要する経費が計上されておりますが、廃止後の管理について、①解体までの利用は倉庫的なものか、あるいは全く使用しないということか、②駐車場として福祉センターの前の部分は継続して使われる予定か、③駐車場の除排雪はこれまで同様行われるのか。

総合福祉センター廃止による市の年間維持管理費収支、歳入もありますから、収支の改善額は幾らか。

67ページ、まちづくりセンターは総合福祉センターの廃止で稼働率が高まると思われませんが、24年度、25年度実績と26年度のおおよその見込みということで伺います。また、室ごとの稼働率の特徴についても伺います。

議案第19号についてですが、第2条と第11条で伺います。第2条第4号で、その他暴力団または暴力団員と密接な関係を有する者は警察その他関係機関で確認されると思いますが、第11条の第2項で暴力団員であるかどうかを確認することができるとしています。この項は、暴力団員だけを対象としているのか、または暴力団員と密接な関係を有する者も対象としているのか伺います。2点目、条例化で変わるということということで、暴力団対策は条例化前から要綱などで

実施をしていると思います。条例の内容で要綱の内容から前進、追加されている主なものについて伺います。

議案第21号についてですが、まず統一的な考え方として料金改定条件は、①現行料金割る1.05掛ける1.08で10円未満四捨五入、②今回は転嫁分だけの改定とするということで全て統一がされているのか、例外はないのか伺います。次に、第22条の廃棄物の資源化・再利用の促進及び適正処理に関する条例部分で第28条の第1号、一般廃棄物収集運搬業許可申請手数料、1件につき6,500円などは改定対象になっていませんが、国で定めているからかを確認します。さらに、2点目として、手数料または費用の減免として第30条第2項で第1号生活保護、第2号70歳以上の単身者、第3号母子家庭、第4号市長が特に認めたものが対象になっていますが、消費税増税が低所得者に特に厳しいことを配慮するなら、減免対象を広げて、障がい、難病、高齢世帯、要介護者なども対象とする検討をされたか伺います。議案の第1条のコミュニティセンター条例部分については、暖房料金1時間当たり80円を90円にしているという事例があります。これは、80割る1.05掛ける1.08は82.3円で、80円と据え置くべきところではないのか、厚生常任委員会資料、いろんな資料では税の転嫁分のみを今回は料金改定にするのと矛盾するのではないかと思います。伺います。

田上室長

ご質疑のありました社会保障・税番号制度システム整備委託料についてお答えいたします。

平成26年度は社会保障・税番号制度、いわゆるマイナンバー制度の開始である平成27年10月の番号通知等のためのシステム改修を行う準備の年となります。番号通知後につきましては、平成29年7月からマイナンバー法で規定されている業務の情報連携が始まり、制度が規定している運用が開始される予定です。ご質疑の扱う情報、この中を流れる情報ということだと思っております。これにつきましては各業務の情報連携開始後の平成29年7月からシステムを介して連携した情報を扱います。情報連携が開始されますと、マイナンバー法で利用範囲が定められている業務について国が整備します情報提供ネットワークを介して照会及び提供することとなりますので、法律に記載のある事務、例えば健康保険法ですとか児童福祉法、地方税法などの事務で省令で定められているものが該当となるということになります。

また、アクセス更新ということだったので、データを参照ということでしょうか、基本的にはどこかにまとめてデータが固まっているわけではなく、各団体がネットワークを介してデータを引いてくるというのがこの仕組みとなりますので、データを取得するという点についてちょっと説明をさせていただきます。このアクセスにつきましては、市民の皆さんに通知された個人番号をもとに情報提供ネットワークシステムを介しまして各業務が1件ずつ参照することになります。情報提供ネットワークシステム内の参照記録はログとして記録されまして、記録された本人であれば自分の個人情報などがどのように参照されたか確認ができるようになっております。閲覧の範囲といたしましては、番号法で規定されている事務の範囲内の中で許可されたものということになっております。

松本主査

質疑のごございました高濃度PCB廃棄物処理につきましては、北海道ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理実施計画に基づき、処理対象物となっているPCB汚染物等のうち、各施設から回収し、庁舎地下の発電機室で保管しております。内訳

としましては、蛍光灯用、水銀灯用、ナトリウム灯用等の照明器具用の高濃度のPCBの安定器、計910台、2,734キログラムを日本環境安全事業株式会社、通称JESCOの室蘭市にあります北海道事業所において処理したいとするものであります。JESCOは、国の監督のもと全国5カ所にPCB廃棄物処理施設を設置し、高濃度のPCB専門の処理を行う事業所であります。なお、JESCOのPCB廃棄物の処理料金は、全国一律で設定されております。当市のPCB廃棄物の処理における経過と、今後の計画といたしましては、平成23年度にトランスとコンデンサーの高濃度PCB使用機器の処理が既に完了しており、平成26年度におきましては高濃度PCBの蛍光灯の安定器の処理に関する費用を今回のように計上しております。その後には微量のPCBのトランスとコンデンサーの処理を考えております。微量PCB汚染物の現時点の量ですけれども、トランスとコンデンサーを合わせまして21台、合計6,437キログラムの存在を把握しております。各施設の微量のPCBのトランスとコンデンサーにつきましては、平成25年度からPCBが含まれる可能性の高い機器の調査を実施しており、平成26年度においても調査の実施を予定しております。なお、微量PCBの処理につきましては、都道府県の許可及び環境省の認定を受けた民間業者が処理を実施することとされており、道内ではJX金属苫小牧ケミカル株式会社が処理施設として現在環境省の認定を得るために申請中の段階であります。処理施設の稼働時期と、処理金額等の詳細については明らかにされておりませんが、JESCOの高濃度PCBの安定器の処理単価が1キログラム当たり3万240円に対し、微量PCBの処理単価は1キログラム当たり数千円程度と想定されます。これらのPCB廃棄物については、法律の定めに従い、適正に処理を進めてまいります。

高橋主査

長寿命化計画策定委託料につきましては、1つ目の対象施設につきましては基本的にはマネジメント計画対象施設を基本としておりますが、未利用暫定施設を除いたり、例えばテニスコートの管理棟などが計画対象になっておりますけれども、これは長寿命化が必要かどうか、また今回学校施設を対象にするかどうかといったことを今後精査した上で対象施設を固めていきたいと思っております。

発注先の条件につきましては、施設の現状を調査していただいた上で市の中長期の財政状況を考慮して施設の改修の優先順位を定めていくような作業を行っていただくことを想定しております。想定されるのは建設系のコンサルですとか建築の設計事業者などを想定しております。市内事業者でも可能ではないかと考えているところです。

原田副主幹

空家等危険防止補修工事の内容についてお答えします。

所有者との話し合いを進める中で、所有者みずから措置を講じない、または講じることができないケースで早急に危険回避をする必要があると判断した場合には、民法の事務管理規定により必要最小限の危険回避措置をとることができるとされています。この危険回避措置による工事費としまして83万3,000円を新たに計上したものです。現在危険空き家として認定しているもののうち、建物自体の危険度ですとか周辺環境の状況を総合的に見て優先順位をつけ、何かしら手当てが必要だと思われる3件分の工事費を見ています。物件を特定する個別具体例というのは挙げられませんが、工事の内容につきましては、一部倒壊している部分を集積というか、寄せ集めて飛散防止ネット等で覆って

横山副主幹

しまうという工事を2件、あと隣の敷地内に倒れかかった建物部分を補修する工事の3件を予定しています。

街路灯設置費補助金の関係でございます。この中で小さく3つございました。

1つ目は、ハイウエー灯は何灯残っているかというご質問でございましたが、申しわけございませんけれども、ハイウエー灯の灯数ということでは市としては把握しておりません。なお、ハイウエー灯が主体となっております250ワットの灯数ということでご紹介させていただきますと、現在98灯ということで把握をさせていただいております。

LEDへの切りかえに関するご質問でございますけれども、あくまでも市が補助しておりますのは1本の電柱等に対しまして1灯ということとしておりまして、1本の電柱等に2灯つけるから2灯分補助するという制度にはなってございません。ご了解願いたいと思います。

撤去の関係でございます。これにつきましては、規則上定めております上限2万5,000円として、必要数を順次適正に予算化していると認識しております。

それから、街路灯維持費補助金の関係でございますけれども、切りかえによります節減の見込み額といたしまして933灯分、補助金額として134万円、電気代としては167万円程度ですが、これを見込んでおりますので、差し引きますと北電の値上げ試算分は406万円となります。

杉原主幹

中空知広域圏戸籍システム共同運用に要する経費についてですが、まず1点目、他市町からの歳入総額ですが、2,353万3,000円となっております。

2点目、その他の歳入でございますが、共同運用に対する国からの財源措置についてはございませんが、戸籍事務の電算化に要する経費といたしまして、滝川市としては普通交付税で約940万円が単位費用積算されているところでございます。

3点目、これに係る人件費についてですが、主にサーバー等の管理になってまいりますことから、総務管理費、一般管理費の職員費、情報化推進室職員の人件費の中に含まれております。その内訳なのですが、滝川市の平均人件費895万8,000円、これを1時間単価に直しますと約4,719円ということで、その情報化推進室の職員が共同運用に従事する時間、年間で336時間と積算しております。このことから、大体年間で約160万円程度、この金額が共同運用に要する人件費となっております、こちらについては10市町で均等割するような形となっております。

それから、4点目、共同運用の会計監査ということですが、こちらにつきましては平成24年9月の定例会において議決いただきました電子情報処理組織による戸籍等事務に関する事務の委託に関する規約の第6条において決算の場合の措置が記されておりまして、滝川市長は地方自治法第233条第6項の規定により決算の要領を公表したときは、同時に当該決算の委託事務に関する部分を各市町に通知するものとされているところでございます。

5点目、戸籍データのやりとりの媒体ということですが、平成24年度までは戸籍データの副本を媒体で法務局に提出しておりましたが、今年のシステム稼働と同時に法務省の副本データ管理システムというものも稼働しておりまして、日々のデータにつきましては法務省にLGWANを通じてバックアップデータとして送信されていることから、現在媒体として使用しておりますのは滝川市のサーバーを置いているところで日々バックアップをとっているもののみとな

- っております。
- 万年主査 地方債の償還金利子の関係ですけれども、最大のものは4.85パーセントで、これの借り入れ時期につきましては昭和63年で、終了は平成30年の予定となっております。続きまして、2番目につきましては4.80パーセント、これにつきましては昭和62年に借り入れしたもので、平成29年に終了する予定です。3番目につきましては4.60パーセント、これは昭和61年に借り入れしたもので、平成28年終了と予定されております。
- 法島主任級主事 一時借入金運用金利子についてのご質疑について答弁申し上げます。金融機関からの一時借入金金利子についてですが、366万2,000円のうち、金融機関からの一時借入金の利子を305万1,000円、基金運用利子を61万1,000円で見込んでおります。次に、一時借り入れを行う際の手数料についてですが、これについては発生しておりません。また、その他利子や手数料以外の費用についてですが、これについても発生しておりません。
- 高橋課長 総合福祉センターの廃止後の管理ということでございますけれども、まず平成26年に入りまして総合福祉センターを整理するということがございますので、その期間が若干とられると思っておりますが、それ以後につきましては今のところ原則土地、建物を含めて不使用と考えております。
- 竹谷課長 総合福祉センター廃止による市の年間維持管理費収支の改善額というご質疑でございますが、予算書の66ページ、8目福祉会館費のところをごらんいただきたいと思っております。まず、総合福祉センターにつきましては指定管理施設でございますので、使用料等の歳入につきましては指定管理者が収入としますので、市の予算書の中には計上はしてございません。ただ、行政財産使用料ということで、事務所を持っている団体につきましては137万4,000円ということで収入になってございます。実際平成25年度につきましては、記載のとおり1,551万9,000円、主に指定管理代行負担金ではございますが、この金額が今後かからなくなるということでございます。また、26年度につきましては、総合福祉センターの廃止に伴う経費が記載の761万8,000円かかってございます。
- 委員長 財政課長、駐車場の除排雪の関係は。
- 高橋課長 土地、建物を含めて不使用ということでございまして、駐車場としての利用というのは今のところ当面考えてはおりません。
- 工藤所長 まちづくりセンターの実績と今後の見込み、部屋ごとの稼働率の特徴ということでございますけれども、まず24年度の稼働率でございますけれども、全体的な部屋で17.8%、25年度、今年度2月末でございますけれども、21%、26年度の見込みということでございますけれども、既に総合福祉センターの廃止が昨年示されていた関係で、既に団体のほうにつきましてはこちらのほうに移行してきているという状況です。また、今後におきましては、単発での利用がふえてくるかなと考えております。また、部屋ごとの稼働率の特徴でございますけれども、まちづくりセンターは調理ができる部屋を含めまして4つの貸し室がございまして、そのうち一番利用が多いというのが小会議室、約20名ぐらいの部屋ですけれども、こちらのほうが稼働率34%ということで一番多くなっている状況でございます。
- 横山副主幹 それでは、議案関連の暴力団の関係の質疑2つにお答えしたいと思います。1点目でございますけれども、条例の第2条第4号の中の暴力団関係事業者の関係でございます。条例につきましては、暴力団関係事業者に対しましては、第

7条におきまして暴力団員と同様に入札に参加させないというような措置を講ずる対象としております。したがって、当然のことながら暴力団関係事業者に対しましても警察への照会の対象となりますけれども、暴力団関係の事業者につきましては個人ではなく法人に関する情報と捉えておりますので、ご指摘のありました第11条第2項の規定によらず、個人情報保護条例による制約に縛られることなく情報の確認ができると考えてございます。

それから、市の暴力団対策は既に実施しているところでございます。今回の条例制定によりまして、大きく市の事務事業、それから公の施設からの暴力団の排除を講じていくということになりますけれども、これらにつきましては既に市として実施済みの部分もでございます。前進、追加ということで申しますと、事務事業からの排除では従来建設工事に係る請負契約の約款において排除の対象としていたものを委託、それから物品購入等の契約も含む全契約を初め、事務事業全般に適用を広げたいとするものでございます。また、公の施設からの排除では、現在も使用許可に係る審査基準というものを各施設で持っておりまして、その中には暴力団及び暴力団員の利益になると認められるときは許可しないという基準がございましたけれども、条例に基づいて許可しないということで、毅然とした対応がよりとりやすくなるということがございます。さらに、3点目の前進といたしまして、事務事業等、公の施設に共通するのですけれども、議決をいただきましたならば、この3月31日に滝川警察署と協定書を取り交わす予定をしております。また、内部的には、警察への照会事務マニュアルというものを作成し、内部周知を予定しております。これによりまして、照会のための様式が定まると、今までなかったものが定まります。それから、くらし支援課を照会窓口とすることによりまして各所属における取り扱いを一本化して、全庁体制で暴力団排除に取り組むことができるようになると考えてございます。

高橋課長

私のほうから議案第21号に関連するご質疑についてお答えをさせていただきたいと思っております。

まず、料金改定の条件として全て統一をしているのかというご質疑でございますけれども、今回消費税率の改定に伴って転嫁が必要な料金については全て料金改定をしているということでございます。各常任委員会にご説明をしたとおりでございますけれども、料金改定を行わないものとしては料金を政令や道の基準に準じて設定しているものや各種証明手数料など料金の積算費用の根拠となっている費用のほとんどが人件費であるもの、これらについては消費税の転嫁が必要ないと判断をしております。それから、改定後の料金の積算方法ですが、条例で消費税率を用いているものについては四捨五入ではなく、消費税額及び当該消費税額を課税標準として課されるべき地方消費税額に相当する額を加えた額という文章で示しているところでございます。

それから、第1条のコミュニティセンター条例の部分でございますが、暖房料につきまして1時間当たりの料金についてのご質疑でございます。コミュニティ施設の暖房料につきましては基本室料の4分の1ということで決めているところでございまして、今回も同様の取り扱いとしているところでございます。コミュニティセンター条例で申し上げますと、集会室については暖房料も室料と同じ表の中に金額がうたわれております。ただ、体育施設等については金額が表の中に含まれておりませんので、備考の中で暖房を利用するときは室料等

原田副主幹

の額に4分の1を乗じて得た額の暖房料金を室料金に加算する。算定した利用料金の上限額に10円未満の端数が生じたときは、その端数の額が1円未満の場合はこれを切り捨て、1円以上の場合これを切り上げるという形にしておりますので、これらと整合をとっているという状況でございます。

議案第21号に関連しまして私のほうから2点お答えします。

まず、1点目、一般廃棄物処理業等の許可申請手数料についてです。一般廃棄物収集運搬業許可申請手数料につきましては、国が定めた金額というものはなく、各市町村が条例で定めています。この手数料が改定対象とならなかったのは、先ほど財政課から答弁ありましたように、この手数料の積算根拠が審査等の処理に係る人件費が大半のものであることから除外したものです。

次に、ごみ処理手数料の減免対象を広げる検討をしたかというご質問ですが、この減免制度は非課税世帯や所得税が均等割以下の母子世帯等に特に配慮したものであります。対象範囲の拡大につきましては、検討はいたしました。この制度の基準はごみ手数料だけではなく、上下水道やし尿処理手数料などのほかの制度にも準用していることから、財政的な影響も考えればごみ処理手数料だけでは判断できないと判断したところで。

清 水

まず、総務管理費の関係でマイナンバー制度の整備委託料でお聞きをしたいと思いますが、団体が他の団体の情報を見るということについてはわかったのですが、私がまずお聞きしたいのは、今回新たに整備をするシステムの中には例えば国保税の保険料だとか、滞納情報だとか、そういうのは今の庁内LANというのですか、例えば税務課が国保、市民課のデータを見たり、あるいは生活保護の所管が税のデータを見たりすることができるシステムがありますよね、これにかわって新たなシステムに移行するのかどうかというのをまずお聞きしたいと思います。

2点目は、PCBで残っているものとして21台、6,437キロというのが数字が出たのですが、JX金属で1キログラム3万240円、また数千円という数字も出されましたが、仮に3万240円だとしたら、6,437キロあったら2億円近い、そういう費用がさらにまだ処理しなければならぬものとして残っているという答弁で理解をしてよろしいのかを伺います。

3点目は、街路灯ですが、ハイウエー灯は1本の北電柱に1灯と、北電柱に2つつけるということはだめだというのはわかるのですが、近くに北電柱が2本あったと、ハイウエー灯1本の切りかえを北電柱2本に切りかえることが可能かどうかという、そういう気持ちで聞いたのですが、それについて伺います。

次に、中空知広域圏戸籍システム共同運用ではLGWANを使うということをお聞きしました。それで、例えばほかの9市町が戸籍情報を変えますと、変えた情報はLGWANで滝川市のシステムに入ってくるということなのか、これを確認をしたいと思います。

次に、総合福祉センターの駐車場については使用しないと、除雪もしないということですが、つまり総合福祉センターと保健センターの境目、ここは言ってみれば雪には全く手をつけないのかを確認したい。それと、今ラジオ体操をやっている東側の玄関先、ここについても一切除排雪等も行わないということか、確認をしたいと思います。

次に、条例に関係して、コミュニティ施設関係が4分の1ということでルールをつくってやっているというのは、これについてはよくわかりました。

暴力団の関係ですが、暴力団関係事業者というのは法人ということで捉えているという答弁がありました。それで、この場合に暴力団員と密接な関係を有する者が経営を支配しているというものがこの事業者に該当すると思うのですが、暴力団員と密接な関係を有する者ということで、例えば市民があの人はずではないかとなるとかなり広範囲な方がそれに該当するのではないかということで、市に問い合わせがあった、あるいは通告があった、相談があったということになると、その都度警察に照会をするということになるのかお伺いをします。答弁は午後からとさせていただきます、休憩に入ります。再開は午後1時とします。

委員長

休 憩 12:01

再 開 12:59

委員長

休憩前に引き続き会議を再開いたします。

午前中の清水委員の再質疑に対する答弁を求めます。

田上室長

マイナンバーにつきましてご回答いたします。

まず、新たなシステムというお話がございましたが、基本的には新たなシステムを導入するものではありません。今のシステムを改修しまして、システム上にマイナンバーを利用できる仕組みを取り入れるということがまず1つです。そして、マイナンバーの活用につきましては、法律等で定められている利用者権限をしっかりと遵守する形にもなりますし、既存の住民情報システムにつきましても利用ができる範囲というのは必ずその業務に携わる人間と限られておりますので、それ以外の人間はさわれないようになっております。そちらは、マイナンバーが導入されましても変わりません。今生活保護のお話がありましたが、基本的に生活保護の情報は他の業務では、現在はまだシステムではつながっていませんし、今後マイナンバーになってシステム連携したとしても他業務が見れるようなものではないということになります。

松本主査

PCB廃棄物における処理単価についての再質疑でございますが、低濃度となる微量PCB汚染物のトランスとコンデンサーの現時点で把握している21台、6,437キログラムについては低濃度の微量PCB汚染物となっております。JX金属小牧ケミカル株式会社は環境省の認定を得るための申請中でありますので、処理金額は現在のところ明らかになっておりませんが、北海道以外の処理施設を参考にいたしますと微量PCBの処理単価としまして1キログラム当たり数千円と想定されております。また、処理単価3万2400円の金額におきましては、今回計上させていただいております高濃度PCBの処理のJESCOでの処理となります高濃度PCB安定器の処理単価となっております。高濃度のPCB安定器の処理料金は、全国一律で設定されております。

横山副主幹

街路灯の関係の質疑にお答えしたいと思います。

ハイウエー灯を撤去しまして北電柱2本につけることはできるかということかと思っておりますけれども、制度といたしましては隣接する北電柱2本に1灯ずつというのは補助の対象とはなりません。しかしながら、仮に1灯をまずは切りかえていただければ、その上で例えば他の同様の地域と比べて暗過ぎるということでご相談いただきましたならば、切りかえの制度ではなくて、現地の状況を確認した上で必要と判断した場合は新設という可能性もあろうかと思っております。

それから、あわせて暴力団の関係のお答えもしたいと思います。この条例に基づく照会につきましては、あくまでも契約を結ぼうとするときですとか、許認可をしようとするとき、こういったタイミングで市が間違えて暴力団員等と契

約等をしてしまわないように確認をするというものでございます。したがって、一般生活の中で常に暴力団員をあぶり出すと申しましょうか、暴力団員ですとか事業者のリストをつくるために常に情報を集め続けるという目的のものではございません。したがって、仮に隣に住んでいる方が怪しいから、その都度照会するという事は若干異なるのかなと思っております。ご了解いただきたいと思います。

杉原主幹

中空知広域圏戸籍システム共同運用の関係でございますが、先ほど私の説明の中でLGWANということを出したのですが、こちらにつきましては法務省のほうに副本データを送るときに使用しているものでありまして、通常ほかのまちが滝川市のサーバーにアクセスするときには5市5町のために構築されたネットワーク、クローズドネットワークと呼んでいますが、ファイアウォール等を設置して戸籍情報を保護するなど、セキュリティの高いネットワークを道内でも実績のある業者をお願いしたところでございます。

高橋課長

総合福祉センターの廃止に絡む除雪の部分でございますけれども、先ほども答弁いたしました、土地、建物については今のところ原則不使用ということで考えておりますので、冬期間の雪の管理につきましても、公道等の安全確保など周りの状況を確認をしながら最小限で対応していくということで考えております。

清 水

暴力団については、例えば入札に参加をしている、参加をするという情報を得た段階で暴力団員と密接な関係を有する者が主な経営をしている事業者という情報が入るといことはかなりあり得ることかなと、あるいは委託についても。私が一番聞きたかったのはそういうときに全て照会をするのかということ。つまりそこで照会されなければ曖昧なうちに終わるといことでもあるし、そういった情報を出していただいた市民に対してはきちんと報告するという流れにこの条例がなっているのか、またそれについての総括というか、その都度行うのか、また半年分とかまとめて行うのかは別として、そういった整理をしたものは誰に報告をして最終的に適切にこの条例に従ってやられているというような判断ができるのかということをお伺いしたいと思います。

それと、PCBなのですけれども、要するに私が聞きたいのは、今回8,385万円が全部市の一般財源ということが市の財政に与える影響は多大なわけです。これが残りどれだけかかるのということを聞きたいのです。今までの質疑にこだわらず、とりあえず先ほどの六千何百キロということであれば、数千円を仮に5,000円と置きかえたら3,000万円ということになるのだけれども、いや、違くと、それは器具をばらして行って、粗分けをして、最後にその中の例えば6,000キロのうち300キロ残りまして、それについて5,000円かかるということなのか、そういったような説明で結構ですから、お伺いをしたいと思います。

また、駐車場について、あそこの東側は、長年ラジオ体操の既得権があるわけです。そういった配慮はされるのかということをお伺いをしたいと思います。

横山副主幹

暴力団の条例の関係のご質疑でございますが、照会というのは、市民の方が契約を結んでいる事業者が暴力団関係事業者ではないかというような情報がありましたら、当然のことながらその都度照会するという格好になるかと思いません。所管課からくらし支援課のほうに情報をいただきまして、私どものほうから警察に照会をすると、それを所管にフィードバックするということになりませんが、1点だけ、それを例えば市民の方が通報していただいたとしても、その

中が暴力団であったとかないですというのは残念ながら個人情報観点からお返しできないと、フィードバックできないということはあるかと思えます。

田中課長

PCBの関係にお答えいたします。

先ほど来ご答弁申し上げておりますけれども、まずPCBの処理ですけれども、基本的に我々が手をつけるということはありません。そのものをそっくりそのまま運んでいってもらって、国の認定を受けた業者が処分するということになります。ただ、先ほどから清水委員もご心配されております財源の問題、我々も非常にこれを危惧しております、市長会のほうにもずっと要望を上げております。これは滝川だけの問題でなく、全国的な問題です。財源対策を国に要望しております。引き続き、26年度の全道市長会の要望にも取り上げておりますし、全国市長会のほうでも提言という形でまとめておりますので、財源対策については引き続き声を上げていくということでございます。

高橋課長

総合福祉センターの廃止についてでございますが、考え方は今まで答弁したとおりでございますけれども、冬期の利用状況について把握をするとか、利用している団体についてこのような状況になるということはお知らせをして、お話を伺いすることについてやぶさかではないと考えております。

委員長

他に質疑ございますか。

田村

それでは、二、三点お伺いしますが、57ページ、一番下に事務用パソコン等賃借料とあるのですが、これは業者の選定とか、あるいは何台ぐらいのパソコンなのか、そしてこれは随意契約なのか、入札をするのか。

次が65ページ、下から2行目、コミュニティ施設管理代行負担金、この負担金は各館によってまちまちというのはわかるのですが、各館の委託内容、経営内容も含めてもっともっと見直す問題点がある。私もこれについてはコミュニティ会議で何回か言っているのですが、改善されていないということで、わずか12館のことですから、よく検討して不公平がないようにしてほしいと思いますが、その件についてどのようにお考えでしょうか。

次は、69ページ、これも下から2番目の土地評価鑑定等委託料ですが、どこの鑑定士を使われて、これは土地評価ですから3年に1度ですが、どの辺の土地を鑑定されているのか。

それと、最後になりますが、暴力団関係、議案第19号関連になりますが、協定を結んだから大丈夫だというものではないのです。滝川市もいろいろ事件に巻き込まれました。そういう教訓を十分に踏まえて、例えば警察にこの方は暴力団ですかと聞いた場合に、足抜けをして5年たっていたらもう暴力団でないと言うのです。だから、この辺の見解をどう見るのかということと、今の暴力団は表に出てこない。どんどん地下に潜っていつているのです。そういうことから、入札関係、震災のところなんかは特にそうですが、非常に暴力団が資金源にしているということがあるので、5年たった暴力団の警察署との連携、これをどのように考えているか。

田上室長

今ご質疑のございました情報化推進事務に要する経費、事務用パソコン等賃借料についてお答えいたします。

こちらのパソコンにつきましては、主なものいたしましたは平成24年度に導入したパソコン281台となっております。このほかに、ここの内容といたしましてはサーバー等も含まれていますので、経費としてはちょっと多くなっておりますが、281台分、866万1,240円が含まれております。こちらのパソコンの業者

決定につきましては、リースについて入札を行っております。リースの入札を行うために、リース会社がパソコンを購入する会社、こちらを入札に準ずる形で見積もり合わせを行い、競争原理が働くような形でより安価に導入できるように進めております。

(「何年ぐらい」と言う声あり)

田上室長
横山副主幹

リース期間は5年で組んでおります。
コミュニティ施設の管理代行負担金の関係のご質疑でございます。12館ございます。12館を12の運営委員会にそれぞれ管理していただいているということですが、当然のことながら田村委員がおっしゃられたとおりにばらつきのある部分はございます。そういった部分で私どもがわかる部分についても、コミュニティ施設運営委員会連絡協議会という会議がございまして、これを年2回、3回聞いているのですけれども、こういった中で均質化を図っていく、それから個別に回っていく中でそれぞれ指導といいますか、統一をしていただくというようなこともしていきたいと思っておりますし、議員の方で仮に委員会の委員になられる方がおられましたら、できましたらそういった意見もどんどん出していただいて、より適正な管理につながればよいと考えてございます。
それから、暴力団の関係でございますけれども、当然協定を結んだから大丈夫とは考えてございません。先ほど清水委員からの質疑にございましたけれども、内部にマニュアルというものを作成しまして、くらし支援課が中心となっていくということで、より警察とも密接に情報交換できいくようになることを考えておりますし、そういったものを各所属にもつないでいきたいと考えてございます。暴力団をやめてから5年たった者をどうするかとか、そういった課題はいろいろあるかと思っておりますけれども、そういった情報も警察から入手させていただいたり、それから田村委員を初めといたしました皆さんの意見を伺いながら、できることを順次進めていきたいと考えてございます。

鎌田課長

3年に1度の固定資産税の土地評価がえに際しまして、まず市内160地点の鑑定評価を実施いたしております。平成25年度、調査におきましては札幌の協同組合でございます北海道資産評価センターというところと契約させていただきました。前回の評価がえにおいても当該法人等が行っているというところでありまして、滝川市における地価形成要因等のノウハウを有していること、またバランスのとれた評価が期待できるというようなことで随意契約をしたところでございます。

田 村

土地評価の件なのですが、3年に1回なのですが、その都度どのような選定方法で鑑定士を頼んでいるか。

鎌田課長

個人と契約するという選択肢がないわけではございません。ただ、そういった場合、評価地点等も多いこととございます。心身の故障等により履行不可能になるというようなリスクを排除しなければなりません。したがって、法人との契約ということになりまして、その点におきまして道内の主要な鑑定士で形成されております協同組合に基本的にはお願いするというような流れにしているところでございます。

田 村

もう一点だけ聞いておきたいのですが、これはここの北海道資産評価センターをいつごろから使われているのですか。

鎌田課長

大変申しわけございません。この2回ほどの評価がえということでしか、ちょっと手元にございません。申しわけございません。

委員長
副委員長

他に質疑ございますか。

それでは、1つだけお伺いします。

消防費の中で、先ほど木下委員から質疑があったのですが、備蓄の予定目標、平成32年で一応終了するというところで、現在4割程度ということだったのですが、その中で発電機と石油ストーブがあるのですが、設定場所によって対応は分かれると思うのですけれども、発電機についての種類、例えばポータブルタイプとか、その設置場所によってちょっと大型のタイプになると思います。あと、石油ストーブについてもポータブルと、それから発電機があるので、若干のファンヒーターも使えるのではないかと思うのですけれども、その辺の現在の備蓄台数と、それからトータル的にどのぐらいで見ているか、その辺を確認したいのですが。

尾崎主幹

26年度におきましては、発電機でございますけれども、1.6キロワット級の発電機を30台買う予定としております。ストーブにおきましては、ポータブルの対流型の石油ストーブを10台購入する予定になっております。先ほどの備蓄の関係で話をしておりましたが、計画的に購入を進めておりますが、発電機につきましては今のところ小型のものが2台ということでございますので、ここに追加をするような形で30台ということで考えております。ストーブにつきましては、今のところ27台保有しておりますので、37台になるということでございます。ストーブにつきましては、電気を使うものは今のところ購入は考えておらず、停電時でも使用できるようなストーブの備蓄ということで考えております。

委員長
山口

他に質疑ございますか。

それでは、3点ですけれども、新日本スーパーマーケット協会で職員の研修をするのですけれども、この研修の考え方といいますか、民間の手法を学ばせるのがメインなのか、それとも短期間で実績を上げることが目的なのか、それによって派遣する人材の選定が違ふと思うのですけれども、その考え方をお願いします。

それと、そらぷちキッズキャンプに対する支援ですけれども、当初予算では見当たらないけれども、市長の執行方針には支援するということであるので、予算を伴わない支援をするという意味なのかどうか、お願いします。

それと、消防費の地域防災訓練ですけれども、北海道なので、冬期間の積雪時の訓練も重要でないかなと思うのですが、その辺の考え方についてお願いします。

田中課長

まず、新日本スーパーマーケット協会への派遣でございますけれども、これは市政執行方針でも書かせていただいておりますけれども、目的は2つございます。まず1つは通常の間感というものがございますけれども、もう一つ大きな目的は産業振興という視点を持っております。ですから、この協会が持つノウハウですとかネットワーク、これらを身につけてきて滝川の産業振興に生かすということが大きな目的の一つとなっております。通常ずっと市役所にいて、初めて民間の仕事の仕方を学ぶという視点とはちょっと異なっておりますし、民間にいち早く溶け込んで、なおかつそのノウハウを持ってこれる人材ということで人材選定は考えてございます。

壽崎主査

今ご質疑いただきましたそらぷちキッズキャンプの関係でございますが、予算を伴わない支援といいますか、決して予算がないと支援しないということではございませんので、経緯からいたしますと、これまで毎年200万円ほどの補助金

を団体に支出してまいりました。この財源というのは、全国の方から寄せられた寄附金をもとに支出してきたわけでございますけれども、平成26年度の財団の事業計画等々の相談をしてきた中で、キャンプの実施に対する補助金、助成金というものが知名度が上がったこともありまして民間から大変取りやすくなったというお話があります。一方で宿泊棟ですとか食堂棟、医療棟、そういった主要施設の建設については一応の完了を見たところでございますけれども、これから子供たちを呼んだプログラムを実施する中でいわゆるソフト事業の展開といった部分の充実を図るために、よく公園にありますようなあずまやとか、そういったハードの建設も財団ではまだ考えているというお話をいただいております。滝川市に寄せられた寄附金の残額といたしましては今現在約650万円ほどございますので、それらをこれから財団と協議を進める中で、具体的な建設計画等が見えてきた時点で改めて補正予算等のお願いをしながら対応させていただきたいと考えてございますので、よろしくお願ひいたします。

橋本室長

山口委員の防災訓練の関係のお答えをしたいと思いますのですが、今まで防災訓練につきましては平成22年から地震、そして24年度には水害想定、26年度、今のところ地震想定を計画しておりますが、山口委員のおっしゃる特に冬場の災害、これは非常に重要だと考えております。ですから、今年度事業につきまして発電機、石油ストーブ等の購入もどんどんふやしていく段階になっておりますし、さらには広域の防災訓練も今後は検討しておりますので、そういった訓練の中で冬期災害における訓練も取り入れていきたいと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

委員 長
山 本

他に質疑ございますか。

1点だけ、コミュニティセンターの中というか、市民生活に全部含まれてくるのではないかなと思うのですが、コミュニティセンターのほかにも市内にいろいろと市で建てた福祉センター的な会館とかが結構農村部にあるのですが、その中で老朽化も激しいということで、地域から補修等の要望等も上がってきていると思うのですが、ことしそういった地域の要望を踏まえてやる予定があるのかないのかお伺いしておきます。

横山副主幹

コミュニティセンター以外の施設の修繕ということでございますけれども、実は地域の元気臨時交付金事業に要する経費の中に今回いろいろさまざま要望をいただいていたのですが、その中から1件、江部乙の北地区の修繕を1件計上させていただいております。そのほかにつきましてもさまざまご要望いただいております部分につきまして、例えば原材料を出すとか、そういった形でご協力をいただきながら今後も維持をバックアップしていきたい、また市で修繕するものは修繕するというふうに考えてございます。

委員 長

他に質疑ございますか。

(なしの声あり)

委員 長

質疑なしと認めます。

それでは、質疑の留保はなしと確認してよろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

委員 長

それでは、質疑の留保はなしと確認いたします。

以上で総務費、消防費、公債費、諸支出金、職員費、予備費、関連議案第19号及び第21号の質疑を終結いたします。

以上で本日の日程は全部終了いたしました。

明日は午前10時から会議を開きます。
本日はこれにて散会いたします。ご苦労さまでした。
散 会 13:30